

令和8年度観光コンテンツ造成支援事業費補助金交付要綱
(重点支援地方交付金活用事業)

(目的及び交付)

第1条 やまがた観光キャンペーン推進協議会会長(以下、「会長」という。)は、本県が有する食文化や精神文化、伝統工芸、文化財等(以下、「地域資源」という。)を活用し、国内外の旅行者のニーズに対応できる観光コンテンツの造成に係る取組を行う者に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和35年8月規則第59号。以下、「規則」という。)の規定は、本要綱に準用する。この場合において、同規則中「知事」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 この補助金の交付対象事業者(以下、「補助対象事業者」という。)は、県内において観光客向けの宿泊、体験、飲食、交通その他の観光サービスを提供する事業者又は団体であって、販売に向けた観光コンテンツタリフ又はOTA向け掲載情報票のいずれかを作成し提出できる次に掲げる者とし、同一事業者からの申請は1回のみ有効とする。

- (1) 宿泊事業者
- (2) 観光施設事業者(観光施設、文化施設、レジャー施設等)
- (3) 体験・アクティビティ提供事業者(自然体験、文化体験、ガイド等)
- (4) 飲食事業者
- (5) 交通事業者
- (6) 観光協会、DMOその他観光振興を目的とする団体
- (7) 前各号に掲げる者で構成する団体又は協議会

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象事業者としない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員等であるもの暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維

持又は運営に協力し、又は関与しているもの
(7) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地域資源を活用し、インバウンドを対象とした観光コンテンツの造成又は磨き上げをすること。
- (2) 地域での観光消費拡大に寄与する取組であること。
- (3) 年間または特定の季節を通じ一貫して提供可能な観光コンテンツを造成する取組であること。
- (4) 本事業により造成又は磨き上げた観光コンテンツを令和8年度内に販売するか、若しくは令和9年度からの販売を想定した運営体制と販売基盤の整備を完了すること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する令和8年4月1日から令和9年1月31日までににおける別表に掲げる経費とする。ただし、補助対象事業者の人件費、旅費、備品購入費、景品購入費、会食費、食糧費、事務費（消耗品費）を除く。

- 2 補助金の額は、補助対象事業者につき、補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の合計額（補助対象経費に充てるべき地方公共団体からの補助金及びその他団体からの助成金があるときは、当該補助金及び助成金を充てている経費の合計額を控除した額。）の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）又は1,000,000円のいずれか低い額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、会長が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。なお、申請が予算の上限に達した場合は、提出期限を待たずに申込みを締め切るものとする。一方で、提出期限後であっても、予算の範囲内において追加申請を受け付ける場合がある。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第3号）
- (4) 実施スケジュール（任意様式）
- (5) その他会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 会長は、前条第1項の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、補助対象事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の増を伴う変更
- (2) 補助対象経費の合計額の20%を超える増減

2 規則第7条第1項第1号の規定により会長の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第4号）に第5条第1項各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について会長の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

4 規則第7条第1項第2号の規定により会長の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第6号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和9年2月19日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支精算書（別記様式第2号）
- (3) 本事業により造成又は磨き上げた観光コンテンツのタリフ（日本語及び英語）若しくはOTA向け掲載情報票（日本語及び英語）
- (4) その他会長が必要と認める書類

(補助金の支払)

第9条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に、概算払をすることがある。

2 補助対象事業者は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第7号）に資金計画書（別記様式第8号）を添付して会長に提出しなければならない。

(帳簿の備付等)

第10条 補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管し、令和9年度から5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月12日から施行する。

別表（補助対象経費）

区分	内容
観光コンテンツ 造成に係る経費	<ul style="list-style-type: none">・観光コンテンツ、旅行商品等の企画・開発費・ワークショップ、セミナーの開催・専門家からの意見聴取・ガイドの確保・育成・モニターツアーの開催・効果測定に必要な調査 等
販路基盤整備・ 情報発信に係る 経費	<ul style="list-style-type: none">・販売に必要な写真、動画等、対外的な情報発信のための素材作成・各種メディアを利用した情報発信・ファムトリップやインフルエンサーの招請・OTA掲載などの販路開拓に係る経費 等
その他	その他会長が必要と認める経費

※補助対象事業者の**人件費、旅費、備品購入費、景品購入費、会食費、食糧費、事務費（消耗品費）は補助対象外。**